

令和3年度モニタリング評価結果について

1. はじめに

戸田市上下水道事業包括委託の実施に伴い、受注者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施してまいりました。その評価結果について公表します。

※モニタリングとは、委託業務について発注者が定期的に業務の履行確認等を行い、各業務を継続的に管理・監督することをいいます。

2. 評価方法について

本業務委託の年間評価については、年3回行う定期モニタリングの評価結果に基づき決定しています。評価基準については、表1のとおりです。

なお、定期モニタリングとは、達成状況の確認が必要な業務内容を一覧にした「モニタリングシート」を基に、書類確認、聴き取り確認、現地調査を行った上で各項目の評価を行うものです。

表1. 業務内容の評価基準

評価	評価基準	点数
a	要求水準書等 ^{注1} を満たしており、かつ業務内容が優れており、民間の技術力、企画力等が活用されている。	3点
b	要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている。	2点
c	要求水準書等を満たしておらず、口頭注意を行った。	0点
d	前回c評価を受けた項目について、今回のモニタリングまでに改善等が見られない。または、改善通告を実施した。	-1点

注1：要求水準書等とは、市の要求水準書と受注者が選定時に提出した技術提案書をいう。

全3回の定期モニタリングを実施したモニタリングシートから年間評価結果を決定し、表3のとおり各業務の総合評価を算出する。

表 3. 総合評価の算出ルール

総合評価	総合評価の基準	年間評価	点数
IV	平均が 2.5 以上	A	3 点
III	平均が 1.5 以上 2.5 未満	B	2 点
II	平均が 1.0 以上 1.5 未満	C	0 点
I	平均が 1.0 未満	D	-1 点

3. 年間評価結果について

年間評価結果については、下記のとおりです。

年間評価結果（令和 3 年度）

	評価項目	総合評価
①	料金業務	III
②	給水装置関係業務	III
③	下水道関係業務	III
④	浄水場運転管理業務	III
⑤	ポンプ場・雨水排水施設運転管理業務	III

【所見】

令和 3 年度について、定期モニタリング(年 3 回)を基に各項目毎に評価を行った結果、要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われていることから、年間評価が B となり、総合評価を III とした。

総合評価の基となる年間評価において、各業務概ね B 評価であるが、浄水場運転管理業務において、突発的な事象への十分な運転管理ができていること、施設内における維持管理が優れていることから、評価が A の項目もあった。

令和 4 年度以降についても、引き続き安定した業務を維持しながら、更なる業務レベルの向上を期待したい。